

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 人事委員会規程

（総則）

第1条 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会の人事委員会（以下「委員会」という。）は定款及び組織運営規程によるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 本委員会は公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「当会」という。）が雇用する事務職員の処遇について協議し理事会に答申することを目的とする。

（権限）

第3条 委員会は、別に定める「常勤職員・パートタイム職員就業規則」の定めに基づき、職員の雇用、昇級、昇格等の事項を審議する。

（1）採用は委員長、副委員長等が面接を行う。

（2）昇級、昇格は事業年度初めに審議して4月1日付けで発令する。

（3）委員会開催が遅れた場合は特別昇級・昇格以外は4月1日に遡り発令する。

2 委員会は、前項の審議合議の内容について、理事会三役の承認後に理事会に報告しなければならない。

（組織）

第4条 委員会は会長、副会長、事務局長、事務局次長によって構成する。

2 委員長は会長がその任にあたる。

3 副委員長は事務局長がその任にあたる。

（任期）

第5条 委員の任期は理事選任の年度とする。

（招集）

第6条 委員会は、随時委員長が招集する。

（規程の改廃等）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（細則）

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月12日より施行する。